

改革開放期における台湾同胞への政策——福建省を中心に

下 野 寿 子

改革開放後の中国において最初の対外開放地域のひとつとなった福建省は、香港・マカオ・台湾を含む華僑資本や外国資本の誘致に経済発展と対外開放の成功を託しながらも、中台間の政治的緊張に阻まれて十分に経済交流を進めることができなかった。厦門経済特区をはじめ、全国に先駆けて広東省とともに貿易と投資をめぐる特権を享受する機会を得たにもかかわらず、改革開放初期の発展の牽引力となった香港資本の誘致をめぐるのは広東省に条件の面で劣り、飛躍の機会は非常に限られていた。また、新中国建国後も福建省は台湾に対峙する軍事的・政治的前線基地であり続けた。厦門の2km余りに位置する台湾当局実効支配下の金門島からは、厦門を肉眼で観察することができ、また、金門島には共産党軍との戦闘の形跡が随所に残されている。そうした軍事的な色彩を残したまま、大陸の経済政策の転換および台湾政策の変化にともなって、福建省は経済交流を通じて台湾の人々の人心をつかむ任務を新たに課せられた。

しかしながら、党中央が祖国の平和統一のために台湾と良好な関係を構築するように指示を出しても、台湾当局が「三通（直接の通航・通郵・通商）」拒否の姿勢を崩さない限り、福建省が取り得る選択肢は限られていた。台湾側との正式な経済交流のルートを確保できなかった1980年代の前半には、福建省は中央に倣って台湾工作を主要課題と位置づけながらも、台湾当局および台湾住民に働きかけることはできなかった。こうした状況において、地

方政府の主導で取り組むことができたのは、省内に住む台湾同胞の待遇改善であった。

後述のように、台湾同胞という言葉には、大陸に住む台湾籍の人々と、台湾当局が実効支配する地域に居住する人々が含まれる。いうまでもなく、改革開放後の中国で祖国統一の鍵を握る存在あるいは資本の提供者として歓迎されたのは後者であった。しかし、台湾当局の規制が海峡の往来を妨げていた時期には、既に大陸に移り住んでいて毛沢東時代に迫害を受けた台湾籍の人々への補償を行い、共産党政権との信頼関係を構築することに、台湾工作の重点が置かれたのである。

本研究を進めるにあたり、資料面で大きな制約があることは否めない。台湾同胞に関する体系的な先行研究はほとんどなく、台湾同胞という言葉の定義すら曖昧である。しかしながら、福建省の経済発展が対外開放に大きく依存していたこと、同省の対外開放を成功させる鍵は台湾との経済交流にあったこと、また歴史的・地理的な経緯より福建省は多くの台湾同胞を抱えており、台湾同胞との関係再構築が台商を呼び込む鍵と位置づけられていたことを考慮すれば、同省における台湾同胞の位置づけと処遇について検討することには一定の学術的価値があると考えられる。このような問題意識の下に、本稿では、最初に毛沢東時代の台湾同胞の処遇について手記を中心に振り返る。次に党中央の台湾政策の変化とそれともなう台湾同胞への処遇の変化を時系列的に検討する。さらに福建省の台湾同胞問題について議論し、地方レベルで祖国統一の政治目的と対外開放の経目的が台湾同胞問題にどのように影響したのかについて考察する。最後に、中央と福建省で観察された台湾同胞への政策の特徴についてまとめ結論とする。

1. 台湾同胞と文化大革命

中国側の文献において台湾同胞（台胞）とは誰を指すのか。一般に台胞と

括られるのは、①大陸に移り住んだ台湾籍の人々、②大陸から台湾へ移住した人々、③②以外で、現在も中華民国（以下、台湾当局）の支配下にある地域にすむ人々（台湾本島のみならず、金門・馬祖など離島を含む）である。また、大陸から台湾へ移住した人々が大陸に残した親族を台属と呼ぶ。①については、大陸へ移り住んだ時期がそれぞれ異なっており、手記などによれば、日本による植民地統治の時期に大陸へ移動した台湾籍の人もいれば、二・二八事件後に大陸へ向かった人もいた。台湾から大陸へ移住した台胞の中には、台湾出身であることを隣近所に隠していた人もおり、新中国の社会主義化が進むにつれ、台湾との関係が政治的・社会的に問題視されるようになったことが窺える。少なからぬ台胞が日本による植民地支配に強い反発を抱き、新中国建設に参加しようと大陸にやって来たことを思い起こせば、共産主義下での彼らの体験、とりわけ文化大革命（文革）期のそれは、台湾籍の人々の期待を大きく裏切るものであった。

大陸に住む台湾同胞が長い間政治的迫害や社会的差別に苦しんだことは想像に難くないが、改革開放当初はそうした体験があからさまに語られることはほとんどなかった。例えば、1983年12月1日に中国共産党が北京で開催した「台湾同胞が祖国のために貢献する経験交流大会」には、当時大陸に居住していた2万人以上の台湾同胞の中から600名余りが参加し、鄧穎超はじめ党指導者との会見を果たした。そこで披露された各自の経験談は、翌年、『赤子丹心』として出版された。その中で、林麗韞・中華全国台湾同胞聯誼会会長は台胞が文革期に相当な迫害を受けたことを示唆したが、いかなる罪状が科せられ、どのような処遇を受けたのかについては触れなかった。他の寄稿者も文革の生々しい経験談について書き遺すことはなく、むしろ改革開放の開始に期待を寄せ、その分野で台胞が貢献する可能性を訴える内容が多かった（中華全国台湾同胞聯誼会編、1984）。ややうがった見方をすれば、まだ文革が記憶に新しい1983～1984年の時点では、また、党指導者が出

席した経験交流大会の場では、あからさまな文革批判をすることはためらわれたのかもしれない。

しかしながら、『赤子丹心』に寄せられた台胞の経験談が非常に抑制されたものであったことは、20年後に公表された台胞の手記を読めば明らかである。2004年に北京市台湾同胞聯誼会が編纂した『在北京的台湾人』には、文革期の台胞の処遇についての記録が多々残されている。例えば、盧咸池が寄せた手記を取り上げてみよう。福建省廈門の出身と称してきた盧家では、文革開始前に父親の盧嘉錫が台湾省出身であることを子どもに告げた。文革が始まると、盧嘉錫は「牛小屋」に入れられ、「走資派」、「資産階級の學術權威」、「特嫌」といったレッテルを貼られて批判され、毎日自己批判を書かされ、トイレの掃除をさせられた（北京市台湾同胞聯誼会編、2005：1-4）。また、台湾嘉義の出身で東京の興亜医学館を卒業した蔡管仲は、解放前夜に北平（現、北京）に一家で引っ越し、朝鮮戦争にも医師として志願したが、文革中に「海外関係」や「香港や台湾との関係」を理由としてスパイの罪名を着せられた（同上：53-57）。中には、台湾籍の作曲家であった江文也のように、1957年に「右派分子」のレッテルを貼られ、文革期にも引き続き過酷な処遇を受けた者もいた（同上：78-83）。台湾籍の人々は、職業や経歴によって多少の相違はあったが、総じて「特務（スパイ）」あるいは「特嫌（スパイの疑い）」というレッテルを貼られることが多かった。とりわけ、日本で生まれたり、日本への留学を経験した台湾籍の人々に対しては、日本との「海外関係」が迫害の理由として取り上げられ、何度も取り調べを受けたり、批判にさらされたりした。台胞の文革被害者の多くは、他の文革被害者と同様に、家探しや文物の破壊、造反派による隔離審査や家族の離散なども経験した。

これらの台湾同胞は、その多くが日本植民地時代に大陸へ渡って来た人々であった。彼らは、台湾在住時には日本統治下で二等国民として扱われ、植民地支配に対して強い反発を抱いていた（同上：239、331）。大陸へ渡った

台湾出身者とその家族は、その大半が新中国建国期には専門知識を持つ輩として歓迎されたものの、文革が始まると揃って長期にわたる厳しい批判にさらされたのである。

2. 台湾政策の転換と同胞への処遇の変化

1979年は中国共産党政権にとって重要な転機であった。この年は、改革開放を実現するために必要な経済調整に着手するとともに、中米国交樹立を実現し、またそれにもなつて台湾政策の転換を表明した時期でもあった。同年初めに全国人民代表大会常務委員会が「台湾同胞に告げる書」を発表した後、党中央・國務院、中央軍事委員会は新たな台湾政策に応じた方針として、金門への砲撃の停止、厦門経済特区の設立、台湾海峡の自由通航の開放、福建沿岸への台湾船舶停泊拠点の設置などの措置をとった（福建省統計局編、1999：175）。一方で、1980年1月16日には鄧小平が「当面の形勢と任務」と題する講話を行い、台湾の祖国統一を1980年代の三大任務のひとつに据えた（『鄧小平文選』第二卷、1983：240）。

共産党政権が新たな台湾政策の方針を表明した1970年代は、依然として台湾海峡の兩岸でそれぞれ大規模な軍事演習が行われていた時期であった。当時は、党中央は新たな台湾政策として「三通」を提唱し始めていたが、福建省沿岸では人民解放軍の演習が行われるといった状況であった。1980年代に入っても、金門や大担、二担島付近では国民党空軍の演習が行われ、演習にともなう事故も少なくなかった。金門から2 km余りしか離れていない厦門をはじめ福建省沿岸は、改革開放のかけ声を聞きながらも依然として軍事的緊張にさらされており、台湾海峡は平和な海と呼べる状況には至っていなかった（趙俊涛、1993：67-68）。

軍事的色彩が強く残る福建省の状況を他所に、北京では台湾政策の変更が台湾同胞への政策に反映されるようになっていた。例えば、1983年4月に公

布・施行された、労働人事部、財政部、公安部、中国銀行による「台胞職員・労働者が出国して親族探しをする際の待遇についての通知」は、大陸で10年以上工作に参加し、一度も出国したことがなく、外国や香港・マカオ・台湾から来た親族と大陸で面会したことがない台胞は、半年間の休暇を取って親族探しに出国することができることと定めた（国務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：1-2）¹。現実には、大陸に居住する台胞が台湾を訪れるためには、台湾側の行政院大陸委員会が定めた申請方法に従わねばならなかった。それによると、大陸から直接台湾訪問を申請するには、台湾に住む親族もしくは知人から台湾当局への申請が必要で、さらに内政部警政署の出入境管理局を通さねばならなかった。あるいは香港の中華旅行社などを經由することもできたが、何れのルートも大陸在住の台胞にとっては狭き門であった（行政院大陸委員会編、1992：14）。

大陸側の政策転換、従来から存在した台湾海峡での漁船による交易、香港経由の投資などにより、政治的課題の解決を棚上げにしたまま、中台間の実質的な経済交流は徐々に拡大していった。こうした変化に対応するため、台湾当局は1985年に間接貿易容認の方針を打ち出し、1987年7月には外貨持ち出し規制を緩和して大陸への小規模投資を事実上認めた（若林正文、2001：252）。1987年10月16日、国務院弁公庁は「台湾同胞の祖国大陸での親族探しと旅行の接待方法に関する通知」を出した。それによると、大陸への親族訪問を希望する台湾同胞は、駐香港中国外交部ビザ発給事務所か中国旅行社で旅行証明書を取得しなければならなかったが、大陸への外貨持ち込みは無制限とされた（国務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：6）。

大陸側の融和策と台湾の投資環境悪化により、台湾当局も強硬な三不政策をとり続けることはできなくなった。1987年11月、台湾当局は、民間・間

¹ 1988年には、これら大陸在住の台胞が台湾へ出かけることについて新たに「労働部、人事部、財政部、公安部、海関総署、国家外貨管理局の台胞・台属が私事で訪台することについての規定」を出し、公安局の発行した証明書をもとに、各地方の国家外貨管理局が一人当たり400米ドルの持ち出しを認めることなどを規定した（国務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：26）。

接・単方向・漸進的な方式による兩岸経済貿易関係の処理を確定し、兩岸の民間による間接的な経済貿易交流を認めた。この措置に前後して、共産党政権は台湾同胞を迎え入れるために繁体字で編纂された手引書を公刊した。例えば、同年11月に公刊された『台湾同胞探親旅遊法律手冊』や、12月に公刊された『台湾同胞探親旅遊法律指南』などである。後者は台湾同胞のみならず、彼らを迎え入れる地方幹部向けとも受け取れるQ & A形式に編集されていた。また、1988年7月、国務院は「台湾同胞の投資を奨励する規定について」を公布して、台商の投資およびその資産を国有化しないことを明言し、減免税措置などの優遇措置を謳った（福建省統計局編、1999：176、国務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：14-17）。

台湾当局の慎重さに対して、共産党政権は積極的に人的交流を推し進めようとした。1988年6月30日付の『福建日報』は、全国台湾同胞聯誼会の責任者の談話として、台湾当局が最近、「大陸の台湾同胞が親族の喪に駆けつけるために台湾へ戻る申請を許可すると宣言した」ことについて、兩岸の交流を活性化する措置として一定の評価を与えた。一方で、大陸の台湾同胞が台湾を訪問することには多くの制限がつけられていることを指摘して、台湾当局の消極的な姿勢を批判した。

この他、台胞の親族訪問が増えると、祖先や台胞自身の埋葬や兩岸を跨いだ婚姻関係の問題についての通知や、台胞が新中国建国前に大陸で犯した罪の取り扱いについての公告も出されるようになった（国務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：7-11）。また、台胞の往来にともなって流入してきた書籍類について、例えば「中華民国」の文字が入っている部分は「技術処理」をするように中央宣伝部と新聞出版署から指導がなされた（国務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：12-13）²。

1990年5月には、福建省に設けられた台商投資区について、減免税措置な

² 図書や印刷物について、1990年11月には新聞出版署が「台湾・香港・マカオの作品の出版や翻訳に対する管理強化の規定」を出した（国務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：42-44）。

どの優遇策を示した国家税務局の「福建沿海地区台商投資区域の企業所得税と工商統一税の減免問題に関する通知」が公布された。なお、この通知は厦門と馬尾（福州）の両地区について言及していたが、施行日時については福州と厦門の人民政府がそれぞれ策定することになった（國務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：35-38）。

1991年12月には「中国公民が台湾地区を往来することについての管理弁法」が公布（翌年5月施行）され、台湾居住者の大陸訪問についての規定も盛り込まれた。その内容は1987年に公布されたものと大きく変わってはいなかったが、例えば台湾居住者が大陸を訪問して親族・友人宅に宿泊する場合は、24時間（農村では72時間）以内に当該地区の公安派出所へ届け出なくてはならないなど、細かな取り決めが記載されていた（國務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：48-55）。

1992年2月に公布・施行された建設部の「台湾へ渡った人の不動産の処理問題に関する実施細則」は、冒頭で、解放後に接收または社会主義改造された家屋などは一切返還されないと述べたが、台湾へ渡った人の不動産については関係部門が認めれば所有権が認められることを示唆した。所有権が認められた場合の補償については、台湾へ赴く前の原状復帰ではなく、現状を基準とした補償であることが明記されていた。さらに台湾へ渡った人の中でも知名度の高い愛国人士と認められれば、大陸へ定住をする場合に元の住宅に居住できるように関係部門に手配を求めているが、返還される家屋の面積は150㎡を越えてはならないと定められた（國務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：國務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：56-60）。

1993年9月25日付で公布施行された対外貿易経済合作部と海関総署による『「台湾地区の少額貿易に対する管理弁法」の通知』は、台湾地区の住民が福建・広東・浙江・江蘇・山東・上海の指定された港で商品の取引を行うことを、台湾地区との少額貿易と位置づけた。これに従事する台湾住民は、漁

民であることを示す有効な身分証を持っていなければならない、交易は100トン以下の船舶で行うように定められた。また、少額貿易に従事する船舶は、例えば国旗などの面で「一つの中国」に背くことがあってはならないとも規定されていた。これらの少額貿易は対外貿易経済合作部の権限委譲により、各地域の公安、出入国管理（边防検査）、税関、交通、台湾弁公室などの管轄事項となった（国務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：72-74）。

1994年3月5日、第8期全国人民代表大会常務委員会第6回会議は「台湾同胞投資保護法」を審議・採択し、即日公布した。台湾同胞投資保護法は、投資申請の審査の短縮化や各種の優遇措置や罰則について触れた包括的な内容であり、より詳細な実施細則は1999年12月5日によりやく公布・施行された（国務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：80-82、168-172）。4月には国務院が対台経済工作会議を開催し、台商投資の領域、項目、方式に対して「同等優先、適当放寛」の原則を適用することを提起した（福建省統計局編、1999：176）。

中台間の経済交流に変化をもたらしたのは、1997年7月に控えた香港返還であった。台湾当局からみれば、それまで香港経由で行ってきた中台間の間接貿易が、香港が中国に返還されることで、事実上、中台間の直接貿易に転化する恐れがあった。こうした状況において、1996年8月19日、大陸の交通部は、「台湾海峡兩岸間の航運管理弁法」を公布し、翌日から施行した。この管理弁法は、台湾海峡兩岸を結ぶ航路を特殊管理の国内運輸と位置づけた。また、この航路を利用する船会社は、中国側・台湾側を問わず、交通部に登録し、運航の許可を得なければならなかった。さらに、8月21日に対外貿易経済合作部が公布した「台湾海峡兩岸間の貨物運輸代理業に関する管理弁法」の通知は、「一つの中国、双方向の直通航路、互惠関係」をうたい、政治的な主張を強調した（国務院台湾事務弁公室新聞局編、2001：100-105）。

なお、台湾側の動向について補足すると、台湾島内では1990年代前半か

ら香港返還にともなう中台経済関係の変化について議論が行われていた。1993年に発表された行政院大陸委員会專案研究報告によると、返還にともなう中英間の交渉は順調に進んでおり、香港返還が確實視されていたことがわかる。また、香港が1997年7月1日を以て突如として中国の領土となれば、台湾当局の「直接航路を開かない」方針と矛盾するという危機感も表明されていた。その上で、兩岸直航問題の交渉手順として、「先に海運、後に空運」、「先に貨物、後に旅客」、「先に単方向、後に双方向」、「先に定点、後に全面」といった政策方針が提起されていた（行政院大陸委員会專案研究報告、1993：88-89、163-167）。

このような経緯から共産党政権の姿勢を総括すれば、大陸へ投資する台商には優遇政策の適用を訴えるが、台胞の大陸への回帰・定住については一定の制限をつけ、また、「三通」の実現においては次第に政治色を強める手段をとってきたことがわかる。これに加えて、山本勲が指摘したように、鄧小平時代と江沢民時代では、共産党政権の台湾問題への姿勢が異なっていた。鄧小平時代には「一国兩制」の提案や、「葉九条」といった比較的穏やかな対台湾政策が進められたが、江沢民時代になると、経済面での台商投資との結びつき強化を目指す一方で、中台統一への機運を高めようとする傾向が明らかであった³（山本勲、1999：20-21）。

最後に、簡潔に台湾問題の担当部署について紹介しておきたい。組織図から見る限り、台湾問題は長らく中国共産党の管轄下に置かれてきた。1980年初めまでに中共中央対台湾工作領導（指導）小組が設立され、鄧穎超（1987年まで組長に就任）と廖承志（1983年まで副組長に就任）が中心となって台湾問題に対応していたことがわかっている⁴。政府組織としては、1988年に

³ 大陸では1994年8月に共産党中央軍事委員会、國務院台湾弁公室、国防部などが台湾戦略会議を開催して統一への行程表について議論し、2004～2014年の間に統一する計画もあったという（山本勲、1999：21）。

⁴ 青山（2007：48）は1980年1月3日に設立されたと記載しているが、松田康博（1996：128）は1979年12月に鄧穎超が組長に就任したことを明記している。また、鄧穎超の後任は楊尚昆であった。

ようやく国務院に台湾事務弁公室が設置された（青山瑠妙、2007：48-49）⁵。なお、松田康博が指摘したように、厦門では1970年代から台湾関係を扱う部門が存在していたことから、厦門や福建省における対台湾関係の重要性が推察される（松田、1996：137）。

3. 福建省における台胞への対応

中央と同様に、福建省の台湾工作の中心となったのは省内の共産党組織であった⁶。台湾との深いつながりを有する厦門市では、市の共産党委員会管轄下に対敵闘争弁公室（1958年4月～1968年9月）、海防対敵闘争弁公室（1972年9月～1973年6月）、対台工作弁公室（1973年6月～1976年10月）、対台弁公室（1976年10月～1987年12月）が設置された（中共厦門市委組織部・中共厦門市委党史弁公室・厦門市檔案館、1989：94、119、160）。名称は変化しているが、何れも台湾工作の窓口であったと推察される。この他、台湾同胞聯誼会が1980年代初めに福建省ならびに厦門市で発足した（中共厦門市委組織部・中共厦門市委党史弁公室・厦門市檔案館、1989：334）。

歴史的・地理的紐帯から多くの台胞が居住する福建省では、中央が送り込んだ項南書記が地方レベルの台湾工作に貢献した。項南は1950年代から右派のレッテルを貼られて失脚していた福建人であった。1980年11月、胡耀邦総書記の取り計らいで名誉回復すると早速、福建省幹部に登用された。福建に赴任する前に、項南は、対台湾工作領導小組の鄧穎超組長と廖承志副組長に面会して台湾工作に関する指示を受け、「福建は祖国統一の基地」という認識を強く持つことになった（胡少安、2004：416）。

対外開放への転換と項南書記（後に第一書記）の赴任という二つの要因は、

⁵ 1990年11月まで丁関根が主任を務めた。

⁶ 1990年代に入ると、省人民代表大会常務委員会が台商投資に関する条例や規定などが定められていることから、対外開放に関わる法規は一般の外資と同様に省政府が管轄した様子が窺える。例えば、福建省地方志編纂委員会編、2003：122などを参照。

省の台湾工作の性格を変えた。福建省に項南が着任した後、台湾当局支配地域に居住する台湾同胞へのアプローチは、その目的によって二つに大別することができる。ひとつは「祖国の平和統一」を目的とする政治的性格の強いアプローチであり、いまひとつは福建省の経済発展に台湾資本を導入しようという経済的関心の強いアプローチであった。台湾工作については、地方レベルの文献でも必ずといってよいほど政治目的が冒頭に述べられ、経済目的はその手段にすぎないと訴える論調が多い。しかし、扶貧対策の課題にも直面していた当時の福建省の状況を考慮すれば、地域経済の発展のために打ち出す台商優遇策を正当化する上で「祖国統一」が利用された可能性も否定できまい。

中央指導部から直接指示を受けた台湾工作は、項南にとって非常に重要な任務であった。既述の1980年1月の鄧小平講話を受けて、項南は翌年4月に、台湾工作を省の1980年代の三大任務のひとつに据え、「祖国統一の基地」を目指すことを宣言した。彼は、「祖国統一の基地」として福建が、台湾向け宣伝、通商、台胞の大陸での親族探し、台湾漁民の避難港、台胞の大陸定住、統一戦線の研究調査のための基地とならねばならないと明言した（胡少安、2004：416）。福建省を「台湾の祖国復帰への基地」と位置づける考えは、1982年11月の胡耀邦の同省視察時にも表明されたが、台湾当局の三不政策に直面して大陸側は具体的な政策に言及することはできなかった（福建経済年鑑編輯委員会、1985：1-2）。党中央指導部の要人が厦門経済特区など福建省を視察する機会があっても、経済改革推進の立場から台湾や台胞の問題に触れることはほとんどなかった。

そうした中で、明確に台湾工作に言及したのは対台湾工作領導小組の鄧穎超組長であった。1984年11月後半に厦門など福建省を視察した鄧穎超は、「福建といえばまず厦門であり、祖国統一の実現を担い、台湾の祖国復帰という光栄な任務を勝ち取り、中央の政策に従って一切の機会を勝ち取って立派

な宣伝工作をし、海峡対岸の同胞に我々の平和的な祖国統一への誠意を信じて貰わねばならない」と述べた（福建経済年鑑編輯委員会、1985：6-7）。このような指導部の期待を背負いながらも、具体的な方策は福建省自ら考案し実施しなければならず、しかも省内には文革期に行われた迫害の加害者と被害者（台胞）が共存していた。そうした状況で、福建省幹部は台湾工作に取り組まねばならなかったのである。

（1）省内に居住する台胞の処遇改善

項南は赴任後間もなく、省内の台湾同胞の処遇改善に乗り出した。台湾工作を円滑に進めるには、台湾との関係を持つ台胞との信頼構築が重要だと考えたためであった。彼は、省の担当幹部からヒアリングを行い、台湾省籍の人が幹部に登用される機会が極めて少なく、共産党入党を希望しても実現は非常に難しい状況に置かれていたことを把握した⁷。1981年4月には省内で第1回台湾座談会を開催し、文革時の状況について直接台湾同胞からヒアリングを行う機会を設けた。さらに、福建省第1回台胞代表会議と省委対台湾工作会議を開催し、毛沢東時代に省内の台湾籍幹部の96.9%が何らかの被害を受けていたことを明らかにした。後に項南は文革期の被害について台湾同胞に補償を行うように指示した（胡少安、2004：417、*BBC Summary of World Broadcasts*, May 2, 1981）。

1985年5月6日に福建省第6期人民代表大会第3回会議で採択された「福建省八つの基地建設綱要」では、8番目の「祖国統一の基地」の項目が台湾工作について触れている。ここでは、祖国統一を達成するために台湾の各界人士と直接間接の関係を築いて対台工作を進めること、省内各地に台胞接

⁷ 廈門市の党代表大会の構成員の分布によれば、廈門市第5次代表大会（1979年11月開催）では、456名の正式代表のうち台湾省籍黨員は2名、第6次代表大会では413名の正式代表のうち台湾省籍黨員は4名であった（中共廈門市委組織部・中共廈門市委党史弁公室・廈門市檔案館、1989：128、130-131）。

待所を設けて投資や経済交流を活性化させること、同胞や台属の抱える問題の解決に努め、彼らに「四つの現代化」と祖国統一のために貢献してもらうことが提起された（福建経済年鑑編輯委員会、1985：541-542）。

このように省幹部自ら同胞への処遇改善を指示したとはいえ、同胞の生活状況が劇的に変化したわけではなかった。第1節で述べたように、少なくとも1980年代前半は、同胞の多くが自らの迫害体験については口を閉ざし、対外開放を機会に台湾とのつながりを活かして国家に貢献したいと語っていた時期であった。対外開放を象徴する経済特区が設置された厦门市では、市同胞聯誼会が、廈門に住む同胞2000人余り（1987年）について、経済特区の設立によって就業機会が増え、生活状況が改善してきたこと、しかし決して十分な改善ではなく、生活に困窮する同胞は依然として存在していることを報告している。また、同胞支援の一環として、台湾民主自治同盟廈門分部は日本語の補習班を作り、廈門人の日本語習得を支援して日本からの資本と技術の導入に貢献できる人材の育成に努めたり、台湾同胞の医師を毎月2回程度近郊の農村で医療サービスに従事させるなどの措置をとったことが報告されている（蔡子民、1987：27）。

台湾同胞の政治進出も遅々としていた。『福建日報』（1988年1月17日付）によると、同年1月の時点で、省第7回人民代表大会の代表568名のうち、華僑代表は30名、香港・マカオ同胞は42名が参加していたが、省台湾同胞聯誼会の代表は6名しかいなかった。この時、解放軍の駐留部隊からは31名が代表として参加していたことが記されている。なお、1988年3月9日付の同紙によれば、1988年3月の中国人民政治協商会議第7回全国委員会委員リスト（2081名）のうち、帰国華僑31名、香港・マカオ同胞67名に対し、民主諸党派に含まれていた台湾民主自治同盟は20名、中華全国台湾同胞聯誼会からは20名が参加していたことが報道されている。

以上、断片的な情報ではあるが、大陸に居住する台湾同胞は、文革期の政

治的迫害から解放された後も、社会的な差別や経済的困窮にさらされていたことが推察される。項南党委書記が目指した台胞との信頼関係の構築は、決して容易ではなかったといえよう。

(2) 台湾当局の実効支配下に住む人々との経済交流

大陸で発行された雑誌『台聲』によると、1971年の夏から秋にかけての時期に台風に遭遇した台湾漁船が福建省惠安崇武のあたりに漂着した。これ以降、1979年までに台湾漁船が次々と避難や給油のために大陸に寄港するようになり、崇武港だけでも約1000隻の台湾漁船が寄港した。このような状況に鑑みて、1978年以降、福建省は沿岸に4カ所の台湾漁民接待所を設立することを検討し始めた。これらの接待所では、専属の職員を配置し、宿泊・食事・交通を提供し、必要に応じて医療や薬品の供与、親族探し、船の修繕、買い物などの手配をすることが想定されていた（王健民、1987：18）。

省の「接待所」設立案は1979年に実現した。省政府は、霞浦三沙、東山銅陵、平潭東澳、惠安崇武を台湾漁船の停泊点に、また沿岸一帯を台湾漁船の臨時停泊点に指定し、正式に開放した（福建省統計局編、1999：175）。一般に、台湾当局は大陸と直接的に貿易などの経済活動を行うことを禁じていたため、台商は主に香港経由の中継ぎ貿易に従事していた（福建省統計局編、1999：175）。しかし、平潭県の台湾漁船接待所職員によると、1981年～1986年末までに、数千隻の台湾漁船が平潭港に寄港し、15000人余りの台湾同胞が接待所を利用したという⁸（王健民、1987：18-19）。

⁸ 『台聲』1987年5月号に掲載された王健民の視察記録によると、平潭接待所の建物は4階建て、16部屋、総ベッド数32床で、各部屋ごとにエアコンと洗面所が備わっていたといい、外装工事は既に終わっており、内装工事の最中であった（王健民、1987：19）。また、福建省当局の話として、台湾同胞接待所を設けた目的は、台湾漁民に避難港あるいは臨時の停泊所として宿と食事の便宜を図ることであり、営利目的ではなかった。例えば、惠安接待所のツインはバスルームとテレビ付きで一泊8元（2.1米ドル）であり、平潭接待所では一日の食費は5元（約50台湾ドルと明記されている）で6菜2湯以上の食事ができた。それでも台湾漁民は、食事の質について不満を漏らしていたという（王健民、1987：17）。

これとは別に、福州・泉州・厦門・漳州といった都市部には台湾飯店が設けられた。省では台湾同胞の接待に充てる予算を確保し、宴会や専用車両を用意した。また、台湾を国内とみなす観点から、台湾同胞を外国人扱いせず、台湾同胞との交易については関税も取らないことになった⁹（福建省地方志編纂委員会編、1995：121）。

1981年春に開催された国家科委政策研究室による政策研究座談会（厦門）で議論されたように、貧しい福建省が今後、政治・経済・文化の面で対台湾前線になるためには、経済特区の拡大と活性化が課題であること、そのためには厦門と台湾・澎湖諸島・金門島・馬祖島との直接往来が必要であることが指摘されるようになった（阮銘・孫長江、1981）。経済特区の拡大と政策の充実は1984年の鄧小平による厦門視察の際に実現したが、台湾当局が実効支配する地域との直接往来については、福建省のみならず北京政府も対応する術を持たなかった。しかしながら、上述のように、官の政策よりも生活を優先させる漁民同士の交流が、厳密には既に台湾当局の三不政策を突き崩していたのである。

1981年10月11日、辛亥革命70周年記念茶話会で、項南は台湾同胞と福建省民の相互往来ならびに台湾同胞の投資を歓迎すると発表した。この時期の項南は、「平和な台湾海峡」のイメージ作りに腐心していた形跡がみられる。例えば、台湾を敵視する傾向を是正するために、福建前線放送局の名称から「前線」を省いて「海峡」の文字を加えようとしたり、香港紙『文滙報』のインタビューに「台湾問題は短期的には解決できないが、台湾海峡で戦争が起こる可能性は非常に低い」と答えるなど、台湾海峡にまつわる軍事的な色彩を弱めようと努めていた（胡少安、2004：418-419、1981年11月3日付

⁹ 1982年に国務院は厦門と福州の税関に対し、対台湾貿易において直接輸出品として入って来る商品については調節税を課すように指示した。実際に両税関が調節税を徴収し始めたのは、1985年4月以降であった。

『文匯報』)。

同時期に、福建省は対台湾貿易公司を設立して、台湾商品の買い付けを統一管理しようとした。背景には、かねてより台湾商品の集散地となっていた長楽の金峰、連江の黄岐、泉州の石獅と平潭島などの地域に台湾から家電、服飾品、生活用品が密輸され、省内各地および近隣の省に拡散していた状況があった。これらの台湾商品の交易が無秩序に行われていたため、政府当局が間接的に介入するようになった¹⁰ (福建省統計局編、1999 : 175)。福建省と台湾との貿易額は、1985年には110万米ドル、1986年には238万米ドル、1987年には558万ドルになった。一方で、同省と台湾との中継ぎ貿易は、1984～1985年に2.63億ドルであり、福建省が期待したほど伸びなかったといわれる。1987年末に福建と台湾との貿易総額は2.98億ドル(少額直接貿易を含む)に達した(福建省統計局編、1999 : 175)。

福建省の中でも最も台湾と縁が深いといわれている厦門では、1983年5月に台商誘致が始まった(羅輝・陳明・陳友平、1990 : 20)。この年1月に同市の対外開放を担当してきた鄒爾均が厦門経済特区管理委員会の主任に就任し、また4月には市長にも就任したことから、対外開放と台湾資本の誘致は同時に始動したと推察される。なお、省レベルの文献や講話では「祖国統一」の観点が比較的強く打ち出されていたことに対し、厦門では台湾資本の誘致が全面的に押し出されていたことが特徴である。但し、実態としては、1987年に台湾当局が台湾住民の大陸への親族訪問を許可するまでは、ほとんどの台商が「秘密裏にやって来て、こっそり(投資を)行う」にすぎなかった¹¹ (羅輝・陳明・陳友平、1990 : 20-21、中共厦門市委党史研究室編、1996 : 87-88)。

¹⁰ 福建省統計局編(1999 : 175)によると、1980年11月には福建省の台湾との少額のパートナー貿易が成立し、年度末の交易総額は4万元に達したという。

¹¹ その大半が経済特区の湖里地区に集中し、1988年以前の厦門における台商投資の割合は、外資導入総額の10%程度であったといわれる。

1985年、廈門は「三引」方針を打ち出し、台湾工作への関与を強めた。「三引」は、「以僑引台」（華僑に台湾へ行ってもらって工作を行う）、「以港引台」（香港を接触拠点とし、香港マカオ同胞に台湾へ行ってもらって工作を行う）、「以台引台」（既に大陸に進出している台湾企業に新たな台湾企業を誘致してもらおう）という内容であった¹²。

1987年11月に台湾当局が大陸への親族訪問を許可すると、台商は福建省、とりわけ地縁・血縁関係の深い廈門に殺到した。廈門ではVISAをはじめとするクレジットカードの受け入れ、外貨両替サービス、交通・宿泊サービスを提供し、レストランでは台湾同胞の味覚に合わせた料理を用意した（1987年11月9日付『福建日報』）。福建省は、これより数か月前から台湾同胞を歓迎する旨のメッセージを重ねて表明していた¹³。親族訪問解禁以来、福建を訪問した台湾同胞は1987年末までの約2ヵ月間で4586人、翌年1～2月だけで4850人に達した。人件費高騰など台湾の投資環境悪化も後押しして、台湾では大陸への投資熱が高まった（1988年3月31日付『福建日報』）。福建省は、省の対外経済法律事務所と福州台湾飯店の協力を得て「台胞法律相談接待室」を開設し、台商の来訪に備えた（1988年2月11日付『福建日報』¹⁴）。

廈門では、既存の経済特区の外資優遇枠で台商を受け入れることも可能であったが、鄒爾均市長は対台湾工作指導小組の組長を務めていた楊尚昆国家主席に台商投資区の建設を提案した。鄒市長は「台商投資区」という名前が台商にアピールすると考え、台商への特別優遇を強調する必要があると楊尚昆に説いた（鄒爾均、2000）。台商投資区の建設は中央で審議され、1989年5月には、国務院が福建省沿岸を台商投資区の設立区域に指定し、廈門経

¹² 「以台引台」の代表的な企業のひとつとして台湾系企業の廈門三德興工業がある。中共廈門市委党史研究室編（1996：88）によると、この企業は1985年7月に廈門の湖里工業区に進出した後、5年で資産が13倍となり、他の台商を廈門へ誘致する窓口的な役割を果たした。

¹³ 例えば1987年8月から10月にかけての『福建日報』を参考。

¹⁴ 1987年10月15日付『福建日報』によると、既に1987年10月の段階で、台胞向けの法律相談サービスが提供されていた。

済特区の他、海滄・杏林地区、福州市馬尾経済技術開発区内の未開発地区で実施されることが決まった。また、1992年12月には、廈門の集美地区も新たに認定された¹⁵（福建省統計局編、1990：30）。

鄒爾均市長は、台商投資区の計画・実施と並行して、市対台経済決策小組を設立し、台商への優遇規定の交付、台商の出入境手続きの簡素化、台商による投資の手続きと工業用地や工場建屋の提供に関する便宜などを担当するように取り計らった（中共廈門市委党史研究室編、1996：88）。廈門の積極的な取り組みにより、1989年9月の外商投資商談会は60余りの台湾企業を集めた。ここでは東帝士集団の商談がまとまり、台湾プラスチックも商談を開始したといわれる（温漢宏、1991：40）。なお、深圳市赴福建学習考察団（1991：40）が指摘したように、廈門への台商誘致、とりわけ台湾プラスチックのような大型投資の誘致が祖国統一を促進する経済的基盤とみなされていたことは、鄒爾均・廈門市長が王永慶の要求を実現するために奔走したことや、誘致失敗が鄒の辞任につながったことを説明してくれよう。

廈門のみならず、福建省も台胞誘致に尽力した。1988年7月に國務院が「台胞投資奨励規定」を公布すると、福建省は再び「以僑引台、以港引台、以台引台」を持ち出し、「大・中・小のプロジェクトを一斉に立ち上げ、香港・マカオ・台湾・華僑・外国の投資をみな歓迎する」方針を打ち出した。また、1994年に全人代常務委が「台胞投資保護法」を制定したことにもない、福建省および福州・廈門両市はそれぞれ独自の「保護法」を制定し、台商投資の環境整備に努めた（福建省統計局編、1999：176）。台商誘致は経済特区のある廈門に限られたわけではなく、福建省沿岸に拡大していった¹⁶。1998年末までに累計で、福建省への台湾企業の投資は5516件、合弁が102.75億ド

¹⁵ 鄒爾均の回想（2010）によると、台湾プラスチックの王永慶の要望により、鄒は集美地区も台商投資区に指定するように中央に働きかけたという。

¹⁶ 例えば、1997年9月には国家外經貿部、國務院台湾弁公室、農業部が連合で福州と漳州市に「海峡兩岸農業合作試驗区」の設置を批准し、台湾からの投資を集めた（福建省統計局編、1999：177）。

ル、実際投資額 69.59 億ドルに達した。同時期、合弁企業の外資金額のうち、香港資本が 58.7 %、次が台湾資本で 18.8 %を占めており、台湾資本が福建経済の中でも一定の存在感を示していたことがわかる（福建省統計局編、1999 : 174）。

4. 結論

中国共産党政権の台湾工作の方針が「台湾解放」から「祖国の平和統一」へ転換しても、台湾当局が三不政策を貫く限り、統一への手がかりを掴むことは困難であった。そうした状況において、台湾同胞は共産党政権側から働きかけることができる数少ない対象であった。台湾同胞と一括りにされた人々の中でも、党の政策の上で優先順位があったことは否定できない。共産党にとって最も重視すべきは台湾当局の実効支配地域に居住する台湾の人々であった。彼らは「祖国統一」という政治的目的の上でも重要であったが、同時に台湾資本を大陸に投資してくれることから、地方政府にとっても歓迎すべき存在であった。当然のことながら、大陸投資が進んで経済的相互依存関係が深まれば、そのこと自体が統一を図る上で政治的な重要性を帯びて来る。しかしながら、現実には台湾当局の規制と罰則により大陸での台商の経済活動は大きな制限を受けざるを得なかった。副次的に、台湾との関係を持つという点で浮かび上がったのが、新中国建国前後にあるいはそれ以前の時期に台湾から大陸に移住していた台湾籍の人々や台属であったといえよう。これらの人々との信頼関係構築は、文革の負の遺産を清算することから始めねばならなかった。

台湾当局が大陸への親族訪問を許可すると、多くの台湾同胞が大陸へ赴いた。共産党政権にとっては台湾同胞との関係を深める好機であると同時に、台胞の訪問に備えた準備も必要となり、対応のマニュアルも急ぎよ作成された。そこから見えてくるのは、台商投資を促進しながらも、台胞が定住・祭

祀・財産返還申請など共産主義化した大陸社会と深く関わろうとするとさまざまな制限を課す傾向であった。台胞をどこまで優遇するかについては、接触が増え、来訪者が増えるに従って特例措置では対応できなくなったのである。

台湾同胞に関する問題のうち、台商については対外開放の過程に組み込むことで関係構築が図られた。しかしながら、文革が終わって間もない時期の福建省では、台胞・台属の処遇の見直しは、多大な困難をともなう作業であった。「祖国の平和統一」への路線転換の背景には、そうした地方レベルの葛藤があったことを見逃してはなるまい。

※本論文は、平成23～25年度学術研究助成基金助成金交付を受けた研究課題「中国福建省の対外開放と対台湾工作をめぐる中央地方関係の分析」の成果の一部である。

(参考文献)

【中国語】

北京市台湾同胞聯誼会編『在北京的台湾人』台海出版社（北京）、2005年。

本書編輯組『台湾同胞探親旅遊法律手冊』法律出版社（北京）、1987年。

本書編寫組『台湾同胞探親旅遊法律指南』法律出版社（北京）、1987年。

蔡子民「海峡西岸行（下）」『台聲』1987年3月、26—28頁。

『鄧小平文選』第二卷、人民出版社、1983年。

福建經濟年鑑編輯委員会『福建經濟年鑑1985』福建人民出版社、1985年。

福建省地方志編纂委員会編『福建省志・海閩志』方志出版社、1995年。

——『福建省志・人民代表大會志』方志出版社、2003年。

福建省統計局編『光輝的歷程——福建五十年』中国統計出版社、1999年。

改革開放期における台湾同胞への政策—福建省を中心に

国务院台湾事務弁公室新聞局編『台湾事務法律政策選編（1983—2000）』九州出版社（北京）、2001年。

胡少安『敬畏人民——項南傳（上）』天地圖書（香港）、2004年。

深圳市赴福建學習考察團「福建台商投資熱的再度興起及其對深圳的啓示」『特區經濟』1991年第1期、39-41頁。

王健民「海間風皆兄弟——福建台灣漁民接待站的建立與服務」『台聲』1987年5月、17—19頁。

行政院大陸委員會編印『大陸同胞來臺申請須知』光乙印刷事業有限公司（台北）、1992年。

行政院大陸委員會專案研究報告『中共要求兩岸直接通航策略與我方對策』1993年。

阮銘・孫長江「福建廈門的特區建設問題」『經濟研究參考資料』第141期、1981年、31-38頁。

趙俊涛『1949—1966對台作戰實錄（下）』西安出版社、1993年。

中共廈門市委黨史研究室編『中國經濟特區的建立與發展 廈門卷』中共黨史出版社、1996年。

中共廈門市委組織部・中共廈門市委黨史弁公室・廈門市檔案館『中國共產黨福建省廈門市組織史資料（1926年2月～1987年12月）』福建人民出版社、1989年。

中華全國台灣同胞聯誼會編『赤子丹心——為祖國事業獻身的台灣同胞』時事出版社（北京）、1984年。

鄒爾均「回憶廈門經濟特區的初創」『黨的文獻』2010年第6期。

『福建日報』

『文匯報』

【日本語】

青山瑠妙『現代中国の外交』慶應義塾大学出版会、2007年。

下野寿子「飛躍できなかった経済特区——廈門の歩み」『北九州市立大学外国語学部紀要』第127号、2010年、1—35頁。

松田康博「中国の対台湾政策」『国際政治』第112号、1996年、123-138頁。

山本勲『中台関係史』藤原書店、1999年。

若林正丈「中台関係五十年略史」岡部達味編『中国をめぐる国際環境』岩波書店、2001年、235-262頁。

【英語】

BBC Summary of World Broadcasts